

● 三木一弘府議、高橋進府議が行った一般質問の概要をご紹介します。あわせて、他会派の一般質問（多賀・自民、大野・民主）の一般質問の概要もご紹介します。

三木一弘（上京区）2000年10月6日

職場における労働安全について

【三木】 日本共産党の三木一弘です。先ず最初に「職場における労働安全と知事が支部長を務める地方公務員災害補償基金支部の在り方」について質問します。

昨年の7月から今年の三月にかけて、ここ1年足らずの間に、四件の過労性疾病に関する公務災害認定請求訴訟で、連続して原告勝利、基金京都府支部の敗訴の判決が京都地裁で下りました。この事件は、①城陽養護学校で重症心身障害児教育に従事した教員が、頸肩腕症候群および背腰痛症に罹患した事例、②丹波養護学校で重度重複障害児教育に従事した教員が背腰痛症に罹患した事例、③梅屋小学校の教員が急性心不全による過労死した事例、④宇治大久保小学校の給食調理員が頸肩腕障害に罹患した事例であります。このうち梅屋小学校の事件は基金が不当にも控訴して現在も大阪高裁で争われていますが、他の三件については基金側が控訴を断念し、十年以上たって「公務上」との認定が確定しました。この四件の事件を通じて改めて「基金のあり方」と「教育現場のあり方」が大きく問われているのです。

地方公務員災害補償基金について

地方公務員の場合には、地方公務員災害補償法で災害補償基金が設置され、各都道府県の知事と政令指定都市の市長が基金の支部長になって公務上認定を行うシステムになっています。そこで基金のあり方について「支部長」である知事に質問します。

第一に、基金支部および基金本部において却下された事案にも関わらず、連続して4件も裁判においてこれが覆され、原告勝利となった事実をどのように受け止めておられるのですか。基金が本来の役割を事実上果たし得ていないし、本来の機能を喪失していると言わざるをえない実状にあるではありませんか。

第2に、四件の裁判で明らかになったのが、公務上の認定をしなかった基金の「認定基準」がことごとく裁判所に採用されなかったことです。これは「認定基準」そのものが実態に即しておらず、今こそ、裁判の判例に従って大幅に改善するべきだと基金本部に申し入れるとともに、基金京都府支部としては、実態を率直に見ず、机上で「認定基準に当てはまるかどうか」だけの形式的な認定作業になっていることを厳しく反省し、実態に見合った認定を行うべきでずがいかがですか。

第3に、4件とも、基金における認定作業が、6年から10年以上もかかっています。城陽養護学校の小谷先生のケースは、基金支部に認定の請求をだして、支部の認定に6年3ヶ月、支部審査会審理に2年7ヶ月、本部審査会審理

に1年2ヶ月、しかも3ヶ月経過をしても採決が出されないため、提訴に踏み切られたのです。さらに裁判提訴から、判決までに4年3ヶ月かかり、なんと公務災害の認定を受けるのに14年2ヶ月かかったのです。地方公務員災害補償法第一条には「迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体に代わって補償をおこなう基金の制度」とその目的が明らかにされています。残念ながら「迅速・公正」という法の趣旨とはほど遠いのが実態です。法の趣旨に添って業務がすすめられるように担当職員の増員をふくめ、必要な体制を確保すること。さらに、基金支部の機構・組織を本府の人事部局からきり離し、少なくとも人事担当部局から独立した組織に改めること。最低、労働基準監督署と同等の専門性をもたすことなど喫緊の課題です。改善へ取り組む意思がおりますか。いかがですか。

第4に、支部審査会の構成と審査手続きの改善が必要です。具体的には下記の3項目です。

①審査会委員の任命に当たっては、京都府職員の現職また退職者などの任命は避けて客観的に公正な委員会体制を確立すること。

②審査会審理に際しては、必要性和実態に即した公開口頭審理の開催、現場実態調査の実施など事案の実態に見合った審査をおこなうように努力すること。

③審査に当たって、請求人に対する審査資料の全面開示など審査制度を改善すること。

以上、早急な改善が必要です。いかがですか。

【知事公室長】 地方公務員災害補償基金は、昭和42年に地方公務員災害補償法によって設立された法人で、地方公共団体に替わって補償の実施にあたる専門機関であり、東京に本部を置き、全国統一の認定の基準で、公平な補償を実施している。昨年度、京都府支部が敗訴した4件は、本部とも十分協議し認定基準にしたがい認定したものであるが、基金の判断と異なる判決が出たことについては厳粛に受けとめている。迅速な認定が行なえるよう、不断に点検を行なっているが、判断が難しい疾病事案などでは、専門医の意見聴取や本部との協議を必要とするなど、時間を要する場合もある。制度の趣旨を生かし迅速な判定ができるよう努力していきたい。審査会は、独立した審査機関であり、公務災害補償の趣旨に沿って運営されている。公正で迅速な補償が行なわれるように務めていきたい。

【三木・再質問】 今回の裁判の結果、審査会を更に実情に合ったものにしていくことが必要であり、同時に学校の仕事のさせ方や健康管理のあり方、いわゆる発病させない予防体制の確立が今回の判決の中では厳しく指摘されています。審査会の内容を見ていると、他府県では多くが、労働局からも入っておりますが、京都の場合は府の天下りが多いようです。今後、審査委員のあり方を見直すことが必要だと思いますがどうか。

【知事公室長】 審査会の委員においては、先ほどもお答えした通り、公正的確な審査が行なわれるよう、最も適任の方を任命させていただいているところであります。

教育委員会が職場の実態をしっかりと掌握し あらゆる努力を

【三木】 なお、この4件の公務災害裁判は、いずれも公立の学校を舞台にして起こっており「教育現場のあり方」に根本的な問題があったことを浮き彫りにしています。しかもこの中の二件は、養護学校で障害児教育に従事している教員です。判決は学校現場の実態に正しく迫っており、基金京都府支部が最後ま

で抵抗していましたが「心身障害児教育を行う学校は、頸肩腕障害や腰痛発症の危険職場である」ことをストレートに認定しています。

養護学校が1979年に義務化され、それまで病院や施設に入っており、その障害の重さ故に、就学猶予や免除措置がとられていた、最も障害の重い重症心身障害児にも教育が保障される様になりました。養護学校での教育は「一般の小・中学校の教育は書き言葉や話し言葉で文化を伝えていく教育です。しかし重症心身障害児の教育は、言葉も通じないし文字ありません。だきしめてスキンシップを大切にする教育です。どんなに障害が重くてもしっかり生き抜いていこうということを、両腕で抱きとめて伝えていく教育です。」と同僚の先生が裁判で証言されています。また、養護学校在学中に亡くなった生徒のお母さんからは「子どもは先生たちがいてくれたからこそ、人間として立派に生きることができた」と語っておられます。逆に教師たちは「子どもたちから命の尊さとか、生きる喜びとかを学んできた」と述べておられます。

私が特に心を打たれたのは滋賀医科大学埴田（たおだ）先生が裁判所に提出された意見書の最後で「扱い方によっては容易に骨折する四肢を持ち、極度に変形した体幹のために呼吸をすることさえ困難なことがある重度障害児が、教員に抱かれ、音楽に合わせてほほえんだり他の障害児と視線を交わす姿を見るとき、教員たちが果たしている役割の大きさとその価値を強く認識します。」と述べておられる言葉です。

さらに、埴田先生もおっしゃっていますが、こうした教育が機械や道具におきかえることができないのであれば教員の身体的負担は避けることが出来ず、教員の健康こそが障害児教育を支える大きな前提になることはいまでもありません。そこでお尋ねします。

養護学校の教職員や給食現場に腰痛や頸肩腕障害が多発している事実を正視して、労働負担の軽減、効果的な予防対策をとることは学校管理者としての教育委員会の当然の責務ではありませんか。裁判で勝利したとしても、失われた健康・いのちと失われた年月は返ってこないのです。すべての教職員が健康で安心して働ける職場づくりのためにも、教育委員会が職場の実態を直視し教職員の健康と安全を守るあらゆる努力をするべきだと考えますがいかがですか。

特に養護学校で大事なものは、現在でも、こ関節障害で中央審査会に審査請求をされている方を始め、多くのけいわんや腰痛で苦しんでいる教職員がおられます。さらに、病休からの復帰者のリハビリ勤務や通院保障、作業軽減などの条件を整備するためにも人員配置に余裕を持たせ、交替可能な配慮は、障害児がより快適に安全な教育を受ける保障となるのです。

【教育長】 養護学校教職員の健康管理については、勤務の特殊性を考慮して、毎年希望者全員に、腰痛検診を実施し、結果についてはそれぞれの職員に通知するとともに、職員会議等で検診結果の概要を説明し、それに基づく予防対策と治療を要するものへの指導を務めている。頸けいわん症候への予防には、筋力と柔軟性の向上をはかることが効果的であることから、府教委として各学校の検診結果の分析を行ない、専門のトレーナーを全校に派遣し、講習や実技指導などの予防対策を進めている。

丹波養護学校の厨房の改善を

【三木】 先日、私は同僚議員とともに丹波養護学校を訪問し職場の実態や問題点について話を聞くことが出来ました。さらに、厨房にも入り、実際の作業状況についてもみせてもらいました。5人の調理員の全員が腰痛、けいわんや

指曲がり症などの障害をもっておられ、通院加療中であり、そのうち2名は昨年の春と夏、今年の春と2年にわたって手根管結節症候群によって両手首を手術するという事態になっています。原因として開校当初には調理員四人で約160食が、20年前には、5人で約250食、今年は273食と開校以来最大の食数となっています。さらに寄宿舎が併設されており朝6時30分からの早出勤務を含め3交替の勤務体制になっています。一昨年の「O157」以来、子どもたちにとってはより安全になったのですが、衛生面の注意が強化され、生野菜は使えず、調理の時間も食事をとる2時間以内の範囲で行わねばならないため、調理員の密度の高い集中した調理作業が必要となります。設備の問題としては、厨房が狭いため保冷庫を置く場所がなかったり、床がめくっていたり、溝の鉄のすのこが重いと大変です。さらにボイラーマンがいないため用務員さんが夕方5時15分にスイッチを切るためそれ以降はお湯がでない。食器洗いも水でしか出来ない状況が続いています。改善するべきですが如何ですか。

【教育長】 平成10年度及び12年度にわたり、カウンターの改修工事等行ない、使いやすいようにはかった。厨房用の給湯機は誰にでも取り扱えるものであり、周知をはかりたい。施設の改修整備は、校長を通じて実情を把握し、緊急をようするものは、各学校が発注することで対応している。

寄宿舎寮母の採用試験を早急に実施し、人員不足の解消を

【三木】 さらに養護学校の寄宿舎は障害児の自立に向けた訓練の場所であり、教育面からも重要な役割を果たしています。しかし、十年近くも寄宿舎教職員の採用がなく人員不足が原因で身体をこわす教職員も増えています。年度途中でも「寮母」の採用試験を早急に実施するべきです。府教委として、腰痛やけいわんの検診を毎年1回行われていますが、その結果が発表されていません。府下全体の養護学校の状況がどのようになっているのかあきらかにし、具体的な対策をとるべきですが如何ですか。その中でも寄宿舎の泊まり回数、週2回をせめて週1回に減らして欲しいというのが強い要求です。いかがですか。

九九年度「学校基本調査報告」によっても養護学校の教1一人あたりの児童生徒数は、京都府は1.71人で滋賀県の1.35人に比較しても教員の負担が多い事がよく判ります。積極的な答弁を求めます。

【教育長】 寮母の採用は、標準法を超える配置をしているところであり、また寄宿舎に入居する生徒児童は、この十年間に約3割減少していることから、今後とも入居生の将来見込みなどをふまえ、長期的な視点に立った計画的な人事管理に務めていく。舎監及び寮母の宿直は、平均すると舎監は週0.8回、寮母は週1.4回になっている。宿直業務に必要な定数は各学校に配置しており、校長に対し、寮母の勤務パターンの体系を含め、宿直体制の見直し等を行ない、適切な運営となるよう指導している。今後とも、教職員の健康管理及び安全対策には努力してまいります。

第二迎賓館 倍以上にふくれあがる建設費

【三木】 次に、「第二迎賓館」の建設問題について質問します。

8月30日の京都新聞に総理府が29日、迎賓館の建設関連経費として、21億7900万円を来年度予算案の概算要求に盛り込む方針を明らかにしたことや2003年度末の完成を目指していることなどを報じています。一方、京都市長は記者会見で3ヶ年事業として、本体工事費総額は220億6000万円を総理府が要求したと発表しています。この間、議会での答弁では、実施設

計に伴う額として「90億円」という金額を回答していましたが、今回の発表でその倍額以上の工事費が明らかにされたこととなります。こうした動きに対して京都御苑への「迎賓館」建設に反対する連絡会は「迎賓館建設の概算要求と規制緩和は公共事業見直し世論に逆行の暴挙」と題する抗議声明を九月一日に発表しました。

かつて、私が総理府で聞いたときにも担当官は「首相官邸の改修工事費も当初は200億円だったが最終的には450億円にもなった。こうした予算は、こんなものだ」と言っていたことを思い出しました。

今こそ、先の総選挙でも大きな世論となった税金のムダ使いをやめるべきだという国民の声にこたえ、政府に対して迎賓館の建設をやめるように進言するべきだと考えますがいかがですか。

ところが、地元自治体である京都府・京都市は総理府の動きに呼応して、このままでは国民公園である京都御苑には、いかに本体工事費が国の来年度予算に計上されても、現状では着工出来ないため、用途地域の変更など都市計画法上の手続きを連携して始める方針を明らかにしたとして法規制クリアのための規制緩和の手法を同時に発表しました。そこで知事にお尋ねします。

知事は国言いなりの違法行為に手を貸すな

1998月に当時の小渕首相、荒巻知事、榎本京都市長に対して京都弁護士会が「①京都和風迎賓館等施設の建設については、京都御苑内における建設計画手続きをひとたび中止した上で、建設計画に関する情報を広く市民に公開し、京都御苑内における建設計画を撤回することも含め、建設の是非を慎重に検討すべきである。②タシロランなどに代表される京都御苑の貴重な自然環境を保全し、市民が国民公園としての京都御苑の自然を一層豊かに享受出来る施策を充実すべきである。」という趣旨の「意見書」を提出していますが真剣にお読みになり、具体的な検討をされたのでしょうか。

この「意見書」のなかで、都市計画法上の問題点を厳しく追求しています。いよいよ地元の知事と市長の責任で法的な処理に着手しなければならないことが明確になってきましたが、知事は国言いなりに、違法行為に手をかされるのですか。

そこで改めて、京都弁護士会の「意見書」が指摘している問題点について質問します。

第1に、京都御苑は第二種中高層住居専用地域であると同時に、都市計画決定された都市公園であり、また皇居外苑、新宿御苑と並んで日本に3所しかない国民公園の一つでもあります。これは「国家的な記念事業として、または我が国固有の優れた文化的遺産の保有及び活用を図るため閣議の決定を経て設置された特別の位置付けをもつ国営公園と同趣旨の公園として位置づけられるべきものである」として「意見書」は、京都御苑の法的規制の内容を明らかにしています。そして「京都御苑が国営公園と同等乃至それ以上の価値を有する公園であり廃止要件はより一層厳格に吟味しなければならない」ともしています。そうした立場での検討が加えられたのですか。

第2に、「建築基準法や都市計画法にてらして、飲食宿泊施設である迎賓館の建設は現行の用途地域の指定のもとでは京都御苑内に建築することができない建築物である」ことはご承知のとうりです。この用途地域制はわが国における土地利用規制の最も重要な制度の一つであって、「迎賓館一施設の建築のために、京都御苑の用途指定を変更することは、都市計画全体の整合性確保の観点

からみて、あまりにも便宜的であると言わざるを得ない」と厳しく批判しています。ところが今回、現地を文化施設などが建てられる「都市施設」に指定し、「都市公園」地域から排除する。また用途指定面でも「第二種中高層住居専用地域」を住宅より大規模な施設が設置できる「第二種住居地域」に変更としています。これこそ「意見書」が指摘している便宜的な手段だと考えますがいかがですか。

京都市長は、矛盾をこ塗するために「迎賓館一施設」のために規制を緩和しながら一方では、御苑内にある神社など官有地以外の民間所有地が住居地域としての転売や新たな建築を防ぐために、新しく建築基準法に基づく「建築条例」を制定することも明らかにしています。

第3に、「意見書」は、「京都御苑が、都市施設たる公園とされたのは、京都全体の都市計画からみて、京都御苑を京都市内における公園として確保することが、京都府市民の健康で文化的な都市生活の確保に不可欠であるとの総合的判断に基づくものである。このように、総合的判断に基づき決定された都市計画を一施設の建設のために安易に変更し建設計画地を公園区域から除外することは、都市計画法の趣旨・目的に反し、都市計画全体の整合性を破るおそれがある。」と指摘しており、今回の措置にたいする先見性ある批判を展開しています。こうした指摘にたいして知事はどのようにお考えか、明確な答弁を求めます。

【知事】 これまでも何度も申し上げている通り、京都の歴史と文化の豊かな蓄積を生かし、海外からの賓客の接遇などを通じて、京都文化を世界に発信するなど、京都にとって非常に重要な意義を持つ施設だと考えている。現在、府庁の旧館で開催中の世紀を結んでひらく展覧会に展示している縮尺百分の一の模型、三木議員もご覧になったと聞いていますが、これでもおわかりいただけるように、隣接する御所と同じような築地塀に囲まれた和風のたたずまいの御苑と調和の取れたデザインでございまして、共産党の方々が選挙のときに、何か「御所の中に鉄筋コンクリートのホテルをぶっ建てる」と言うような宣伝をされたとは全く違う様相であり、多くの府民の皆様とともに、一日も早い完成を願っている。都市計画公園などの都市計画手続きについては、日本の国際交流の重要な拠点となる迎賓館の機能、性格などを十分にかんがんで、関係法例の規定にもとづいて、京都市と連携を密にしながら適正に進めていきたいと考えている。国民公園の変更については、国において所要の手続きがなされると伺っている。

先ほどふれた世紀を結んで開く展覧会では、直前に発見された琵琶湖疎水の設計建設の中心となっていた青年技師田辺朔郎博士の肉声のレコードを披露していた。私も聞いたが、こんな事を言っていた「琵琶湖の疎水工事については、いろんな反対の運動があり、また反対を唱えるいろんな人がいて、その中には『京美人は鴨川の水で洗ってこそ京美人になるのであって、琵琶湖の水で洗えば、ゲンゴロウ鮒みたいに真っ黒になってしまう』こういうような事を言っている人がある」という話でした。まあ、反対する人は、いろんなことをこじつけて言われるものだなあということを思い出しながら、今の話を聞かせていただいた。

【三木・再質問】 迎賓館の問題を建都1100年の疎水事業と比較をしたような話をされたが、建都1200年が迎賓館とは、あまりにもスケールが小さい話だ。建てられないところに無理矢理建てて、さらに他のものが建てられないように条例で規制する、という二重三重の誤りであり厳しく指摘しておきたい。

むだな税金は府であれ国であれ、はっきりとものを言うべきだ。厳しく指摘しておく。

【知事】 指摘があったが、今回の三木議員の反対の理由は、むだな公共事業だからやめよとのことだが、かねてからは、何か聞きますと「環境に悪影響」からはじまり、警備の問題がありましたが、最近は公共事業の風当たりがひどくなると公共事業に持ってこられました。ところが今度さっきのお話しの中では、疎水事業に比べてあまりにも規模が小さいと言われたのは、公共事業がムダ使いで大きいから、4～500億とおっしゃっていたこととまた変わった。何か反対のためにはくるくと変わられる。これは本当に誠実な反対運動ではないと思います。

集中豪雨で投棄残土が崩壊 畑野の不法採石、残土の撤去を

【高橋進】 日本共産党の高橋進です。通告しております2点について、知事並びに関係理事者に質問します。まず亀岡市畑野の不法採石・残土投棄で焦点となっている問題について伺います。

この問題では、6月議会でも我が党光永議員が質問し、問題点の指摘とともに、違法業者3社のうち、とりわけ危険度の高い西村天竜が残土をもち込み、崩壊したことによる下流住民の安全確保を求めました。

6月28日の集中豪雨によって、積み上げた残土が崩れ落ち、同社が谷川に設置していた土管が埋まり、あわや鉄砲水が起こる危険を発見した住民の通報で、事態の深刻さが表面化したものです。私も崩壊直後の7月2日と、2回目は9月10日に、日本国土研究会所属の大学教授・弁護士、現地の方々とともに、現場を見ておりますが、この間に、一定量の土砂の積み替えは行われた形跡があるものの、崩壊の危険性を取り除く対策はなんら取られていない状況が放置されたままでした。そればかりか、随所に亀裂が走り、流れ出た土砂の深い溝、電気製品のかけらやさびた鉄管、ビニールくずなどが露出し、建設残土、あきらかに産業廃棄物とすべき土砂が持ち込まれた形跡がありました。

本府機動班による監視や中止命令によって、3社の違法行為は一応くい止められたとはいえ、台風や集中豪雨の前には依然として緊迫した危険が放置されているのです。違法に持ち込んだ残土は、すべて撤去させるべきです。そのうえで、崩壊防止対策や緑化指導をすることこそ、本筋だと考えますが、まずお答えください。

対応求める地元住民の運動を敵視する公明党市議

地元高橋区はじめ、住民の皆さんがたは既に1000名を越える嘆願署名を提出するなど、懸命な改善措置を求めた運動を展開されていますが、地元の公明党市議は、「公明亀岡」という議会報告を全戸に配布し、「機動班の指導で問題解決の道は開かれた」とし、その一方で、地域あげての署名運動に「共産党の実績作りの署名活動」などと難癖をつけて報じました。

地元高橋区では、「この記事は、地元高橋区としても取り組んでいる活動に対して誹謗・中傷するもの」と抗議をされておられます。（京都府は、）問題解決に向けた、住民の不安にこたえる具体的な方策は、なんら示してこなかったのであります。だからこそ、亀岡市議会では、9月28日の閉会本会議において「違法開発・不法投棄の防止の徹底、指導強化を求める意見書」を全会一致で採択し、京都府に提出することを決定しているのです。

また、去る9月27日には、突然、本府の指導で業者側が「土砂崩れなどの災害防止の工事を行う」として、住民の意向を無視して一方的に工事に入ったため、「住民無視の復元工事は許せない」と現地でプラカードを掲げた住民と業者、同行した亀岡土木事務所職員などとの緊迫したやり取りが展開され、新聞各紙も報道しています。

住民立ち会いのもとで、土壌と水質検査を

住民側の心配は、採石跡地を埋め戻した土砂は「公共残土などと言われているが建設廃材や電気製品の部品が露出し、中腹では異臭がするなど、産業廃棄物が交じっている危険がある」として、ボーリングによる土質検査や浸透水の水質検査を保険所に求めてきました。違法な採石、残土の持ち込みをストップさせた現在、住民の要求は、「土石流災害の危険がある、残土はすべて撤去して欲しい。安全な命の水を取り戻して欲しい。」この2点につきます。同日、亀岡保健所は土壌と水質検査をするとして、サンプルを採取しましたが、そのやりかたは、ダイオキシン検査でやるのと同じく、地下15センチのところからの採取しか行わず、数10メートルも埋められた土砂の中身を正確に把握できる検査方法ではありません。しかも検査結果が出るには1カ月はかかること、土木事務所は現場で、「検査結果はオープンにし、汚染が見つければ工事の中止も考える」と回答しています。行政の指導で危険の除去を目的にやる工事でありながら、地元住民の不安や声に真摯に耳を傾ける姿勢が見えないばかりか、やっていること自身矛盾しています。「危険だから」と緊急工事を急ぎながら「汚染があれば工事は中止する」といい、かたや汚染調査は実態にあわない調査でお茶を濁すでは、まるで行政が悪徳業者の手助けをしているとしか住民には見えないではありませんか。

そこでまずお尋ねします。一つ目は、土壌と水質検査を住民立ち会いのもとで、必要な箇所をボーリングを実施することです。二つ目は、安全な残土の処理はどういう工法が適切なのかなど、行政の責任で住民に対して説明することがいま最低限必要だと考えますが、お答えください。

相次ぐ違法開発・不法投棄。放置してきた府の姿勢こそ問題

私は、いまや社会問題化したこの事態がなぜここまで放置されてきたのか、改めてお尋ねを致します。現在まで、幸いにしてこの場所で災害に至らなかったのは、今年の異常な干ばつと台風の進路からはずれてきた結果です。直下流3百戸におよぶ住民の皆さんは、今もなお雨が降るたび不安の中で生活されており、「根本的な安全対策」を求めており、いまや京都府行政そのものが問われる重大事態だということでもあります。

第1の問題は、およそ8年前3業者が採石行為を始めた段階から、採石法に基づく違法性を指摘しながら、作業をやめさせる事なく見逃して来た本府の責任問題です。住民の皆さんにとっては、命の水である水道施設が使えないという実際の被害が出ているのです。もちろん、指導に従わなかった業者側の責任は免れないことは、言を待たない所ですが、事ここに至るまで事実上違法状態を見逃して来た行政責任、つまり法を適正に執行して来なかった本府の責任もまた、免れ得ないではありませんか。府民の信頼を大きく失墜させただけでなく、今もなお住民を危険にさらしていることにたいし、まず謝罪すべきではありませんか。いかがですか。

第2の問題は、府の指導の不十分さと曖昧さが悪徳業者をのさばらせてきた問題です。地元住民の皆さんと業者とは、ダンプカーの侵入問題など通学路の安全対策や夜間作業の規制等について協定を交わしていますが、業者側はその文書で「府の指導に従って」などの文言を弄して、あたかも採石行為そのものが合法であるかのように住民を欺き続けて来たのです。そればかりか、問題が表面化して、指導強化を申し入れた住民に対して、亀岡土木事務所は「白地地域であるため、開発を規制する法律がない」だとか「業者の側も資格取得や認可手続きの努力をしている」などと私に対しても平然と述べてきたのです。

なぜ、初期の段階で「中止命令」を出さなかったのか、言い訳でなくその理由について明確にしていきたい。いかがですか。私は、ここに来て、この事件を含めこの種の不法開発や不法投棄など悪質な事例に対する本府行政の姿勢に大きく問題があると思うのです。昨年6月、9月議会でも問題化し、結局土砂崩壊が起こり、住宅地にまで流れ込む被害が起こってから亀岡土木事務所が指導し改善させた亀岡市湯の花平の例や、京北町赤石で起こっている産廃不法投棄問題など、初期の段階から違法開発・不法投棄が明らかでありながら、中止命令や告発など適切な処置を打つ事なく、結局、本格的な対策が後追いになり、問題解決をいっそう困難にするという、京都府の姿勢の弱さに、共通した弱点が現れているのではありませんか。「安心・安全」は勿論、法の厳正な執行者でもある責任者として、知事の明確な答弁を求めます。最初から、違法を承知で採石で儲け、残土を受け入れてぼろ儲けしたあげく、環境破壊と危険を放置させるようなことをこれ以上許してはなりません。知事の決意を明らかにしてください。

また西村天竜以外の2社について今後どう指導されますか、この際、明らかにしてください。

【道林知事公室長】 3業者に対して、厳しい姿勢で中止や必要な手続き履行について粘り強く指導を続け、7月には亀岡市や警察と連携し、違法開発機動班の重要案件として指導を行ってきた。その結果、現在3業者とも違法行為を停止し、2業者から復旧計画が提出された。台風シーズンを迎え、大雨等による災害発生を防止するため、指摘された業者については機動班として復旧計画の安全性点検をした上、地元自治会役員等に防災措置の概要説明を行なったところ、行政の判断に一任するとの回答を得たので、9月27日に行業者に防災復旧工事着手・履行を指示した。復旧計画を提出している他の事業者は、地元説明を行なわせた上、早急に防災工事の履行を求めていく。復旧計画のない一業者は告発も含め厳正に対処したい。飲料水は専門機関により土壌・表流水の検体採集を行っており、結果によっては新たな措置を今後も地元自治会と連携し、住民の安心・安全確保をはかりたい。違法開発については、今後も初期段階から厳正に対処したい。

【高橋進・再質問】 指導を続けてきたというのが8年間も経過しているではないか。問題の西村天竜は、2ヶ所にわたって山を削り取ったその跡に、今度は残土を持ち込んで、当初の山の傾斜よりもはるかに高く積み上げてしまったんです。採石そのものが違法だったのに、今度は残土を積み上げる。実際にこんなことがやられているのに「粘り強く指導してきた」とは、いいわけにもならないことをまず指摘しておきます。それから27日の工事についてですが、現場では「これで積み替えをして最終工事にするんだ」と答えているんです。しかも、「事前に地元自治会に説明した」とおっしゃったが、地元の人々は前日の夜になってから、「明日、工事に入りそうや」と知ったんです。地元住民への事前の具体的説明はまったくないままに、現場では「これで最終工事になりますのや」という言い方がされている。これでは住民の不安にこたえるどころか、責任回避で事をすまそうという態度であって、こんなやり方は許すわけにはいきません。したがって、あらためて、本当に緊急の崩壊を防ぐだけの工事なのか伺いたい。汚染されていれば工事中止もありうると答えている以上、住民とともに土質検査もやっていますが、結果によっては中止の方向も含まれるのですか。土壌検査についてですが、質問で述べたように、あの山は数十メートル

も埋められて、私自身も見つけましたが、電気製品の部品まで出てきているわけです。産業廃棄物、あるいは建設残土が持ち込まれていることは明らかであり、しっかりと中身まで調べなければならない。そういうことなしに「これで検査方法も十分だ」と行政が言っておつたら、それこそ行政への信頼をいっそう失うことになる。「ここはもともと車がたくさん放置してあった」「ある日、突然、土が積み上げられていった」といった証言まであるのですから、あらためて調査をするのかどうかお答えをいただきたい。

【道林知事公室長・再答弁】 数点の指摘がされたが、先ほど答弁した通り、工事の中止や必要な手続きを粘り強く指導してきた。今後とも地元自治会と密接な関係を取りながら、告発を含め厳しい姿勢で取り組みたい。

2 信金譲渡、いまだにRCC送りの実態把握も救済策もなし

【高橋進】 次に、みやこ・南京都2信金譲渡にかかわる問題です。荘司議員が代表質問でも取り上げましたが、私はさらに突っ込んでお聞きしたいと考えます。

まず2つの信金と取引があり、RCC送りとされたたくさんの業者を救済する問題です。借り入れ返済は契約どおり滞りなく返済してきた業者、または条件変更はしたものの以後返済を続けている業者でも、京都中信の二信金への通達によって「不動産担保価値の算定を、路線価の七〇%で行え」とされたために、ランクを下げられ、RCC送りにされた業者が多数でています。また、ある業者のところには、みやこ信金から「当座預金の開設だけは中信が引き受けるので、承諾書を出して欲しい」と用紙をもって来て、「借り入れの方はどうなるのか」聞くと、「それはRCC送り」だという、信じがたい事例が起こっています。

私たちは、今年1月、2信金の破綻が明確になったときから、これらの業者の救済策を求め、譲渡が完了するまで、2信金において、通常の実績が継続できるように本府の指導と援助を求めてきました。しかし、譲渡先が中信に決まって以降、2信金とも中信の意向に従うだけで新たな貸し付けはおろかその業者がどのランクで扱われるかさえ明らかにしないまま現在に至ったのであります。そして事ここに至ってもなお、どれだけの業者を中信が引き受け、どれだけがRCC送りなのかさえ明らかにされていません。

私は、9月14日、業者団体の皆さん、西山登紀子参議院議員とともに、近畿財務局に行き、18日には、商工部にも要請を致しました。信用金庫法に基づく指導責任は大蔵省にあるにもかかわらず、財務局の担当課長は、「もともと民間同士の譲渡問題」だと強調して責任ある回答を避け、京都府や京都市、商工会議所など関係機関の連絡会を2度開催したこと、その会議で関係出先に相談窓口を設置したことを「努力の成果」として強調するばかりでした。一体どれだけの業者がRCC送りになるのか、救済方法をどうするのかなど事態の全貌は財務局も、商工部も「全く知らない」としているのです。

京都経済を支えてきた信金。犠牲者を生まない知事の決意を

かつて京都は「信金王国」とさえ言われ、実際に京都の中小業者への資金調

達のうえで信用金庫が占める割合は、実に50.2%に及び、京都の中小企業を支え、中小企業とともに、発展して来たのがこの業界でした。これらの金庫は、京都府の制度融資の扱いや広く府民の身近にあって預金や各種料金の振り込みから、年金の受け取り、住宅ローンにいたるまで府民の生活に溶け込んできた金融機関であり、信用金庫法から言ってもまさに多くの「京都府民共有の金融機関」と言っても過言ではありません。したがって、京都府の責任でこの問題解決に当たることは当然の責務だと考えます。犠牲者は出さない、混乱を最小限に押さえるためには、わが党、荘司議員が求めたように、本府独自の特別融資枠の設定など、抜本的な対策が、どうしても必要ではないでしょうか。知事はどのような決意で望まれますか、伺います。

第2には、1800人の2信金労働者をはじめとした雇用の問題です。中信はそのうち600人を採用するとして既に採用試験を実施したと言われます。これら労働者の採用状況と再就職の見通しについてどう把握されておりますか明らかにしてください。巷間いわれております2信金の再就職者の多くが「証券会社とサラ金が大かた」と言われておりますが、善良な中小業者がRCC送りで破綻の憂き目にさらされる一方で、いま、三和銀行がローン会社のプロミスとの資本提携によって、小口融資は選別・冷遇して「リテール向け貸し出し」と称して利息15～18%の消費性ローン扱いに回すなどの金融ビックバンにむけた大手銀行を中心にした再編・統合が進められています。銀行の貸渋りの横行で商工ローンが大手を振ってボロ儲けしたあげく、多くの業者を死に追いやるような激しい取り立てで社会問題化したように京都の金融情勢がそんな方向に転じさせることがあってはなりません。

さらに、2信金譲渡にからみ、かなり大型の企業がRCC送りになったり、関連倒産や廃業などによる失業者が発生する心配があり、一刻も早く現状を掌握し、抜本的な対策が必要と考えますが、お答えください。

第3の問題は、事業譲渡によって廃止となる2信金の店舗の問題です。先に述べましたように、これまで府民の生活に密着して来た金融機関の窓口がなくなる訳でお年寄りなどの日常生活に大きく影響を来します。発表された計画では一定地域の存続要望に配慮されたとは言え、地域の街づくりにも大きく影響を及ぼします。伏見区大手筋商店街では、元伏見信用金庫本店が廃止の対象になっていることから、商店街とも深いつながりがあり、お客さんの取引も多く、「廃止は困る、ぜひ存続を」と要請されていますが、府としても、こうした各地の声が生きるよう調整する援助が必要だと考えますが、いかがですか。

以上、京都経済にも大きく影響する問題であり、善良な中小業者を一人として犠牲者にしてはならないという観点から真剣な答弁を求め、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

【知事】 2信金譲渡についてはこれまで再三答弁した通り、地域経済や雇用への影響を最小限にとどめるよう事業譲渡発表直後から、関係信金、国、預金保険機構に取引先企業への融資継続、職員の雇用確保、店舗存続を要請してきた。府市協調の連絡会議を設置し、国にはたらきかけて国主催の対策会議を設置してもらった。今後、特に中小企業の切実な相談にきめ細かくのりたい。近畿財務局京都財務事務所での相談窓口設置をはじめ、関係市町村、京都信用保証協会、京都商工会、商工会議所等に相談窓口を設置している。民間の金融業務経験者による特別相談指導員の配置や、弁護士、公認会計士による専門的な相談体制も整備したい。また、雇用に関しては、現時点で取り引き先の各企業

で大量の離職者が発生したとは聞いていないが、両信金職員をふくめ、離職者の再就職を支援するため、就職面接会の開催やIT関連の短期職業訓練の充実をはかるのに必要な予算を今議会に提出してる。今後も全力あげて取り組みたい。

多賀 久雄（自民、宮津市及び与謝郡選出） 10月6日

1、財政健全化対策

【多賀】①財政健全化計画期間内での「消費税の配分割合」の変更の見通しは。また、地財計画と乖離している警察官給与費等の地方交付税算入の充実や超過負担の解消等国庫支出金制度の改善見通しは。②府職員給与の昇給延伸措置の復元措置は凍結すべき。また、早期退職制度の延長についてどうか。③府人事委員会においては、民間の厳しい給与実態を踏まえた適切な勧告を（要望）。④外郭団体をプロパー職員で運営する方向へ転換を。また、外郭団体へも府の「健全化指針」に準じた指導をしているが、その成果はどうか。⑤市町村の支援要請により制度化されたもの以外の府単費補助金を、健全化計画期間中に限り、例外なく凍結を。市町村補助のあり方につき、知事の所見は。⑥財政負担をしてでも事業の早期実現を目指す団体にたいし、「受益市町村負担制度」の導入を。

【知事】①配分の改善や臨時的な地方債の確保など、国に求める。地方交付税については、今年度、警察費をはじめとする給与費の充実など一定の改善の成果を得ている。⑤市町村の財政状況、地方財政法等の規定に留意しつつ、地方分権時代にふさわしい新たな市町村との関係を構築する。**【知事公室長】**②昇給延伸は臨時応急の措置。経済情勢、人事院勧告を踏まえ適切に対応する。11年度は84名が退職し、一定の成果があり、厳しい民間の実態などふまえ引き続き内部改革を進める。④一律な対応でなく、慎重な対応が必要。外郭団体の規模や業務内容等に応じて府職員の出向・派遣の必要性を精査し、削減に努める。また、16の団体の統廃合を行なった。さらに府に準じた業務改善、経費削減については、5%の定数削減にむけ、各団体の削減計画に基づき着実に実行している。管理職手当ての減額、昇給・定期昇給の延伸、運営経費等の削減に努めている。

2、新しい総合計画

【多賀】①新総合計画策定にあたって、議会の議決案件とするよう条例制定を。②政策目標を、可能なものについてはすべて数値化すべき。

【企画環境部長】①今後の法改正の動向を注視して行きたい。②現在183項目だが、可能なものは新たな数値目標を設定したい。

3、道路・河川整備

【多賀】①府北部の道路網整備について、178号養老伊根バイパスの伊根町平田までの全線開通の見通しは。また、府中バイパスと蒲入バイパスの整備の見通しは。比治山バイパスの供用開始の見通しは。②大手川の「河川整備計画」策定にあたっての基本的考え方と今後の整備見通しは。

【土木建築部長】①伊根町平田までについて、今年度、用地取得と一部本線工事に着手する。「5ヶ年計画」期間内の全線供用を目指したい。蒲入バイパスも今年度、一部区間の供用を予定しており、トンネルを含むのころ区間について着工時期を検討する。府中バイパスは、設計協議を終え、用地取得に着手した段階。312号比治山バイパスは、現在、トンネル内の電気設備、県道との取付け工事など、仕上げの段階であり、来月下旬

には全線供用する。②30年確立の改修などを柱とした基本方針を定めた。6月に委員会を設置し、河川整備計画策定のための検討中。大手川親子リバーウォッチングなどを行ってきた。年度内に整備計画案を取りまとめる。

4、職員の不祥事

【多賀】宮津土木職員の収賄容疑に関して、再発防止とともに、職務に励んでいる職員への激励や心のケアへの配慮を（要望）。

大野征次（民主・府民連合、八幡市）2000. 10. 6

1 少子化問題について

①安心して結婚し、子供を産み育てることができる経済的・制度的な環境づくり、若者の意識改革を含めた総合的な対策が必要と考えるが、認識と取り組みを聞きたい。②未来っ子プランの調査報告では、核家族世帯も増加していると報告されているが、子育てに関する不安等と関係があると考えているのか。また不安等の問題解決するための取り組みの実績と成果はどうか。③厚生省が今年度制度化した「子育てホームヘルパー派遣事業」の事業内容はどうか。本府も事業化すべきだ。④本年4月に中央教育審議会の「少子化と教育について」が出されたが、教育面での少子化に対応するための具体策、完全学校週5日制の実施に向けての具体策はどうか。

【知事】①結婚観の変化、「子育てそのものが大変」「仕事と両立しない」という負担感の増大も指摘されている。政治が人口増を強制することはできない。生みたいけれど生めない人にどう援助するかが中心。社会的原因、経済的原因、医学的原因という生めない原因を行政・政治が努力するという。府としては、「未来っ子プラン」に基づき、就労と育児の両立支援の推進など環境整備に積極的に努めている。策定中の新しい総合計画でも少子化対策を府政の重点課題の一つに位置づけている。

【保健福祉部長】②地域社会の人間関係の希薄化の進行や核家族化に伴う家族形態の変化などによるものと承知している。府としては、地域子育て支援センターの設置をすすめ、17市町村で整備された。安心子育てダイヤルを平成9年度に設置、これまでに約4万5千件の利用があった。今月からはホームページも開設した。③体調不良などの場合に家事援助のヘルパーの派遣、保護者の病気の場合に保育士等を派遣する事業、市町村と連携し、制度の普及をはかりたい。

【教育長】④府教育委員会としては、地域で体験活動をさせる全国子どもプランの展開、心いきいき体験事業などを実施している。家庭教育の充実のために、父親を考えるフォーラムや父と子の共同体験学習などの事業を実施。子育ての悩みには、総合教育センターや教育局で相談体制を確立している。学校では、子育ての大切さを理解できるように指導に努めている。週5日制に向けては、全国子どもプランの活用などで望ましい環境づくりをすすめたい。

2 高齢者福祉について

①介護保険実施後の利用者からの相談と苦情の処理状況はどうか。権利侵害はあったか。②施設での介護事故問題の解決のために「権利擁護システム」を確立すべきだが、府、市長村の取り組みはどうか。③各介護施設の整備の今後の年次計画はどうか。④入所施設サービスのいっそうの改善のために、評価基準の作成、第三者機関による自主評価結果の点検等をおこなう「入所サービス評価事業」を早急に実施すべき。⑤国の「ゴールドプラン21」では、元気高齢者づくり対策を推進するため、「ヤング・オールド作戦」が展開されているが、これまでの取り組みはどうか。

【保健福祉部長】①当初は認定やサービスの内容の相談が中心だったが、最近は高齢者の保険料徴収などに関するものが多いと市町村から聞いている。新たに各種の広報媒体を活用して制度の周知、府のマニュアルの活用で、適切に対処していただいている。権利侵害の事例は聞いていない。②介護保険相談員派遣事業が4市町で取り組まれており、今後他の市町村での活用を強く要請していきたい。③今年3月に策定した「京都高齢者安心21プラン」における今後5年間の施設の種類ごと、年度ごとの必要定員数をもとにして市町村と連携して整備をすすめていく。④府独自に作成した自主点検表に基づき事業者が質的向上をはかりこと、また今月下旬から、自主点検も活用して指導監督をしたい。評価は、国が今年度中に項目や基準をつくると聞いており、注視し適切に対応したい。⑤市町村が実施する壮年期からの健康づくりや寝たきり予防等の事業に関して支援し、スカイセンターを中心に仲間づくりなど高齢者の生きがいと社会参加を促進する事業に取り組んでいる。新しい総合計画で位置づけ、積極的に取り組みたい。

3 八幡市の流れ橋周辺交流拠点の整備について、いっそうの指導・支援を要望する。

日本共産党京都府会議員団9月府議会報告会のご案内

府議団からの議会報告ばかりでなく、参加者の皆様から広く府政や私ども府会議員団の活動に関するご要望をお聞かせいただく場として、毎回多数ご参加いただいております。府議会報告会を、今議会終了後も開催させていただきます。

お忙しい時ではありますが、ぜひお越しください。

と き 10月23日（月）午後6時30分より

ところ 京都社会福祉会館 第三会議室

堀川丸太町下ル西入ル 二条城北側

（お車で起こしの場合は、二条城の駐車場をご利用ください）

訂正

府政報告に誤りがありました。訂正の上お詫びします。

本号の訂正

誤 2ページ下から14行目 【三木・再質問】 今回の判例の結果

正 【三木・再質問】 今回の裁判の結果

府政報告No1645の訂正

誤 8ページ 15行目 角替豊（日本共産党、南区）

正 角替豊（公明党、南区）